

農業委員会広報誌

みどりのこだま

第97号
発行所:大津市農業委員会
令和7年9月15日発行

大津市御陵町3番1号
みどりのこだま編集部
TEL(077)528-2680

大津市農業委員憲章(抜粋)

大津市農業委員は

- 一 農業・農村・農業者の代表者として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 一 食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一 意欲ある若い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。



会長 本郷 忠史

会長就任のご挨拶

大津市農業委員会の会長就任にあたりまして、
ご挨拶を申し上げます。

農業に携わる皆様には、日々より農業委員会の活動に関しまして格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、また肥料等の物価高騰や、有害鳥獣による農業被害の拡大などに加えて、昨年から続いている米の需給をめぐる問題も収束せず、私たち農業者にとって厳しい事態が続いています。

新たに就任した役員とともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一丸となって、これらの課題が少しでも改善できるよう、農地利用の最適化の推進をはじめとする業務に精励してまいりますので、今後とも変わらぬお力添えのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

購読申し込みは、
(一社)滋賀県農業会議
TEL077-523-2439

役員紹介(副会長)

森 繁孝



大伴 四郎左衛門



上田 雄亮

会長を補佐し、委員会の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

遊休農地調査について

農業委員会では、毎年1回、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、衛星データの活用や目視により、農地の利用状況を確認しています。

<過去の遊休農地調査のようす>



遊休農地化している可能性がある場合には、法令に基づき、自ら耕作されるかなどの意向を農地所有者等に伺います。

農業委員会から意向確認のお願いがありましたら、ご協力をお願いします。

農地を耕作せずに放置しておくと…

- 病害虫が発生しやすく、鳥獣の住処となる
- 土砂・ゴミの不法投棄を誘発する
- 地域農業への影響、用排水施設管理の支障



農地はできるだけ
活用しましょう！

インターンシップ実習生を受け入れました

インターンシップ実習生1名が農業委員会に職業体験に来られました。

農業委員会の業務の概要を説明し、現場見学では違反転用の様子などを見ていただきました。メモを取りながらとても熱心に話を聞かれていました。

実習生からは「農地がどのように管理されているのか知らなかつたので大変勉強になった。」「違法に使われている農地があることを知った。」などの感想をいただきました。この経験が、少しでも実習生の今後に役立つことができれば幸いです。農業委員会も、農業に携わる方はもとより、様々な方からお声を戴く機会も大事にして、これから運営に役立てていきたいです。



令和7年4月 農地法が一部改正されました

農地法第3条関係

昨今の農政状況を鑑み、農地の権利移動の円滑化や貸借制度の拡充などの改正が盛り込まれ、主に下記の確認事項が追加されました。



1. 在留資格を有する者の在留期間及び在留期間の満了の日

取得後にすべての農地を効率的に利用できるかという観点から、在留期間が著しく短い者や在留期間自体は長期であってもその満了の日が権利取得後すぐに到来するような者を把握するために追加されたもの

2. 農作業に従事する者の配置の状況(市町村別)

市町村域を超えた農業経営の展開に伴う広域化・多角化の進展等により、遠隔地にある農地の農作業に従事する者が適切に配置されていないといった耕作の事業に支障が生じた事例があるため、判断要素に追加されたもの

3. 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況

農地の効率的な利用を確保する観点から、耕作の事業に必要な生産手段に直接的に関係する法令として、以下の法令の遵守状況が判断要素に追加されたもの

- ① 農地法の3条違反(例:偽りその他不正な手段により許可を受けた場合)、違反転用(4・5条)
- ② 農振法の開発許可違反
- ③ 種苗法の育成者権侵害
(例:育成者権者の許諾を得ずに行う、登録品種の種苗の生産(増殖)や販売・譲渡など)
- ④ 農薬取締法の第24条違反
(例:容器又は包装に登録番号等の表示のない農薬などを使用)

4. 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無

過去に、農地の権利取得後に耕作の事業に供することなく、農地を譲渡・転用した者については、農地の権利取得が認められない場合の例示として農地法関係事務処理基準で明記された。(※申請日から起算して過去3年分の状況を申告)

ユーカリの苗を植えました

6月上旬、「農事組合法人 農～夢せきのつ」のほ場で、遊休農地の活用のために、試験的にユーカリが定植されました。今回は「グニー」と「パルブラ」の2品種を植えました。来年の秋からの収穫を目指して栽培管理をしていきます。



オーストラリア原産のユーカリは、銀色がかった緑色の小さな葉がアンティークな雰囲気を醸す観葉植物として人気です。フラワー アレンジメントなどで飲食店や結婚式会場などに飾られ、近年、需要が伸びています。

特徴

- ・排水性と日当たりの良い、管理しやすいほ場での栽培が適している
- ・水利条件が悪いほ場(水が入らない)や不整形で作業性が低いほ場等、作付け条件の不利な農地も活用できる
- ・獣害を受けにくい
- ・収穫物が軽く扱いやすい
- ・収穫期が主に10～12月で水稻作業と競合しないなど

農業者年金に加入しませんか

～安心・豊かな老後のために～

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式、死亡一時金あり(80歳前に死亡の場合)
3. 保険料の額は自由に決められる
4. 支払った保険料は全額社会保険料控除
5. 政策支援(保険料の国庫補助)あり(要件あり)

詳しくは、
農業者年金基金専門相談員TEL03-3502-3199
農業委員会事務局TEL077-528-2680

まだまだ暑い日が続きます。
このたび役員に就任し、より
一層業務に精励する所存です。
農業に携わる皆様のために、微
力ながらお役に立てれば幸いで
す。(大伴)

編集後記

読者の皆様のご感想をお聞かせください。

委員長	委員	委員	本郷忠史	上田雄亮	森繁孝	大伴四郎左衛門
みどりのこだま編集部						

